

令和5年3月28日

入札参加予定者 様

鳥取県県土整備部空港港湾課長 清水 丈二

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務に係る調達公告の質問
回答書について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

調達公告に関する質問回答書（その1）	
業 務 名	鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッション総合的アドバイザー業務
提出年月日	令和5年3月28日（火）
質問事項	回 答
<p>(1)本業務に仮に特定された場合、貴県との契約は4年契約を締結することになるのでしょうか。もしくは、1年ごとの契約を4年にわたって継続することになるのでしょうか。 （弊社でも多数自治体業務を受託して参りましたがここまでの長さの契約は前例がなく、契約期間の長さにより弊社内部手続きに影響するためお聞きするものです）</p>	<p>(1)契約は約4年間（令和9年3月31日まで）の一括契約を締結します。</p>
<p>(2)PFI方式を活用した事業のアドバイザー業務（同種業務）を、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した実績を求められておりますが、同種業務においては必ずしも空港コンセッションではないものであっても、参加資格としては認められるのでしょうか。</p>	<p>(2)空港コンセッションを優先としますが、空港以外の公共施設等コンセッション業務についても参加資格として認めます。</p>
<p>(3)上記に関連して、提案評価においては、同種業務のうち、特に空港に係る業務を優先して評価されるものと理解しております。 この点、弊社主担当予定者は、空港関係の同種業務に従事した実績を有しておりますが、弊社グループの組織再編により、前所属法人から現在の所属法人である弊社へ転籍しているため、同実績は転籍前の前所属法人名義での契約実績となっております。 この場合、グループの組織再編による転籍であることを説明することによって、当該実績も弊社実績として評価頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>(3)お見込みのとおり、空港に係る業務を優先して評価します。 また、ご質問の場合については、グループの組織再編による転籍であることを説明できる書類や同種業務に従事したことがわかる書類等、その事実を証明するのに足りる書類（疎明できる書類）を提出していただき、発注者が事実確認できるものについては、同種業務の実績として認めます。</p>

<p>(4) 参加申込書について、押印の上で郵送（または持参）のご想定と理解しておりますが、弊社ではコロナ禍以降バックオフィスのオフィス出社が減っており、押印対応日が限定されておりました。郵送期間を含めると、期限に物理的に間に合わせる事がかなり困難な状況です。この点、押印後のPDFをメールで送付させて頂き原紙を追って送付させて頂く形など、ご配慮頂くことは可能でしょうか。</p> <p>(5) 契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付するとされておりますが、鳥取県会計規則の会計規則第112条第4項第4号の規定によれば、契約者が、競争参加資格を有して、「国、地方公共団体その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結し、過去2年間にこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められ」れば、契約保証金は免除されるものと理解しております。</p> <p>ここで、同種で同程度の規模の契約とは具体的にどのような契約を指すと考えればよろしいでしょうか。</p> <p>本件は規模が大きく契約保証金の免除条項の適用如何によっては参加可否に影響を及ぼすことからお聞きするものです。</p>	<p>(4) 企画提案参加申込書（提出書類含む）に限っては所定の提出期限までの期日が短いため、例外的に提出期限までにメールで提出（提出書類含む：容量注意）し、提出期限後の令和5年4月5日（水）正午までに郵送（または持参）で提出することを可能とします。</p> <p>(5) 契約保証金の免除を行うかどうかを判断するために必要な同種で同程度の規模の契約とは、業務仕様書に定める業務内容について、次のことを満たす契約で、発注者がその契約内容等を基に契約保証金の免除の判断を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 同種：他の契約でPFI方式を活用した事業のアドバイザー業務（契約の一部でも業務内容を満たしている場合も可）を履行したもので、対象公共施設等は空港に限定しない。 2) 同規模：契約金額だけで一律に判断する基準はなく、業務仕様書に定める業務内容を履行しないおそれがないと判断できる業務量と契約期間を履行したものの。
--	---

(担当)
 空港港湾課 空港担当 安本、蔵本
 電話：0857-26-7586
 ファクシミリ：0857-26-8310
 メール：kuukoukouwan@pref.tottori.lg.jp